

第七部

第二回参議院厚生委員会會議録第二十三号

昭和二十三年七月三日(土曜日)午前十一時十二分開会

本日の会議に付した事件

○国立光明寮設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○住宅問題に関する小委員長の報告

○委員(塚本重蔵) これより開会いたします。

国立光明寮設置法案について提案理由の説明を求めます。

○政府委員(木村忠二郎) 現在の経済情勢下においては、普通の身体でも生活することに極めて困難な実情であります。疾病や戦傷、災害等で中年で失明した人々はその生活環境の激変に伴つて経済的にも精神的にも非常なる障害を受け、生活の実態は眞に我々の想像し得ないものがあると信ぜられるのであります。

これらの人々は現在全国で約一万八千に達するのであります。でありますので、これらの眞に氣の毒な人々に適切な保護を與へ人生の光明を見出しめることが最も必要な問題であるのであります。而して先天的の失明者に対しては、文部省におきまして、從來より義務教育に準じて教育をして、本年からは義務教育として教育されておるのであります。二十代或いは三十代、四十代で失明した人々はこれらの人と同一に歩むことは困難であります。このような事情に鑑みまして、厚生

省におきましては、先に当局の了解を得て、傷痍者保護対策の一環として國立を以て光明寮即ち失明者の保護(收容)施設を設けまして保護を加へ、生活訓練と共に自立に最も必要な職業であり、且つ最も適當する、はり、あん摩、きゆう等の職業を與へ、以て自立せしめるため、ここに光明寮の設置をいたしたく本法案を提案した次第であります。

何とぞ失明者の窮狀に鑑みまして、慎重に御審議の上速かに可決あらんことを希望いたします。

○委員(塚本重蔵) これより質疑に入ります。速記を止めて。

○委員(塚本重蔵) 速記を始めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 速記を始めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 速記を止めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 速記を止めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 速記を止めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○小杉イ子君 本案に賛成いたしますが、收容者の職業についても特段の考慮を拂つて欲しいと思ひます。

○委員(塚本重蔵) 他に御発言はございませんか。御発言も盡きたよりです。討論は終局したものと認めて本案の採決をいたします。

国立光明寮法案を原案通り可決することに賛成の方の起立を願います。

○委員(塚本重蔵) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定しました。

次に本院規則第百四條の規定による諸手続は委員長に御一任願うことにし、御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 御異議ないものと認めます。次に本院規則第七十二條の規定によりまして、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

○委員(塚本重蔵) 署名漏れはございませんか。署名漏れないと認めます。

○委員(塚本重蔵) 次に恩給法の一部を改正する法律案を議題に供し、御質疑はございませんか。速記を止めて。

○委員(塚本重蔵) 速記を止めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 速記を止めて。御質疑は終了したものと認めて討論に入ることに御異議ございませんか。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○堀井伊介君 私は本案に賛成いたします。但し將來この制度が社会保障制度にまで進んで行くことを希望して止みません。

○委員(塚本重蔵) 私も本案に賛成いたします。本案にまだ不完全なところもあると思ひますが、次の機会に改正を希望して賛成いたします。

○小杉イ子君 本案に賛成いたしました。

○委員(塚本重蔵) 他に御発言はございませんか。御発言も盡きたよりです。討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。

恩給法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御起立を願います。

○委員(塚本重蔵) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に本院規則第百四條の規定による諸手続は委員長に御一任願うことにし、御異議ございませんか。

○委員(塚本重蔵) 御異議ないものと認めます。

○委員(塚本重蔵) 御異議ないものと認めます。

○委員(塚本重蔵) 御異議ないものと認めます。

○委員(塚本重蔵) 御異議ないものと認めます。

○委員(塚本重蔵) 署名漏れはございませんか。署名漏れないと認めます。

○委員(塚本重蔵) 次に住宅問題に関する小委員長の御報告を願います。

○小杉勝馬君 それでは住宅問題に関する小委員会に付託となりました請願三件、陳情五件について審議の結果を御報告いたします。

請願文書表第二四十五號旧住宅管理運営住宅処分に関する請願、同じく請願文書表第二四十六號、右の請願二件は旧住宅管理運営住宅の処分について政府の方針は、最低生活も保障されてない全國六万三千戸の居住者の居住権が侵害され易い賃貸方法であり、その上これらの住宅は今後多額の維持費を必要とするので、居住者には重い負担であるから、その処分に當つては十分の事情に即するよう善処されたいとの趣旨であります。

これに對しまして、政府の方針を聴取いたしましたところ、旧住宅管理運営住宅の処分は閉鎖機關整理委員会がこれに當り、政府は側面からこれを援助しているもので、整理委員会の一般方針通り賃貸に付すこと、社会政策上これは避けねばならぬ、低価格で居住者及び公共團體に優先買却の方法が採用されたのであるが、これを買取り得ざる者があるのは必然である。これらについては別途の措置が必要であるので、政府としてこの点検討を進めているとの答弁があり、本小委員会と

これに對しまして、政府の方針を聴取いたしましたところ、旧住宅管理運営住宅の処分は閉鎖機關整理委員会がこれに當り、政府は側面からこれを援助しているもので、整理委員会の一般方針通り賃貸に付すこと、社会政策上これは避けねばならぬ、低価格で居住者及び公共團體に優先買却の方法が採用されたのであるが、これを買取り得ざる者があるのは必然である。これらについては別途の措置が必要であるので、政府としてこの点検討を進めているとの答弁があり、本小委員会と

しては、本請願の趣旨は極めて妥當なものとして議院の會議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第九百二十六号大都市の庶民住宅建設助成に関する請願、陳情文書表第五十一号大都市の庶民住宅復興に関する陳情、右の二件は同様の趣旨のものでありまして、その内容を一括して申しますと、公營住宅の建設事業が予期のごとく進行しないのは、敷地難、財政難がその原因であるから、宅地調整法の制定、建設費の全額國庫負担等の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

本件は住宅問題に關して調査研究してゐるところと合致しておられますので、本小委員会としては、本請願並に陳情の趣旨は極めて妥當なものと認めまして、院議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

陳情文書表第五十六号大阪府下の住宅対策に関する陳情、陳情文書表第九号住宅建築促進に関する陳情、同じく陳情文書表第二百三十四号、陳情文書表第三百三十三号、右の陳情四件は、戦災のため多数の住宅が被害を受け、罹災者の多くは、住むに家なく、不安な日常生活を続けているから、住宅建築用の資材を確保し、住宅建築を促進せられたいとの趣旨であります。

以上の陳情の趣旨は今日の住宅難の折、最も妥當なものであるから、本小委員会としては、院議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

以上を簡單であります、住宅問題に關する小委員会における請願並に陳情の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○委員長（塚本重蔵君） 只令報告せられ

れました請願、陳情は、小委員長報告通と決定することに御異議ございませんか。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○小林勝馬君 次に住宅問題に關する調査につき御報告いたします。

本委員会は第一回國會以來住宅問題対策樹立のため、調査を続け、第二回國會において更に現下の關係諸事項を検討する目的を以て二月三日議長の承認を得て調査を行うこととなつたのであります。

委員会は三月三十日、九名の小委員を選定し、爾來七月に亘り慎重な審議を重ね來つたのであります。ここにその概要を報告いたします。

先ず政府当局の施策の検討をなし、各種資料を蒐集整理して、かれこれ対象を明らかにして、これを實地に照して調査しましたが、住宅問題は食糧、衣料と共に國民生活の基本要件の一つであるにも拘らず、施策は殆んどその効果を示しておらないのであります。即ち住宅は食糧、衣料と共に重要な不可欠の國民生活基本要件の一つであります。

現在住宅不足戸数は約四百萬戸と推定せられますが、この状況に對し、政府は數次の建設計画の發表にのみ止り、今日においても依然として問題の解決策を講じておらず、國家予算には、その費目すら計上しておらないことは國民厚生に不安を一層助長せしめております。これは甚だ遺憾であります。

本小委員会は三月三十日以來審議を重ね、或いは民間の事情を査察して、凡そ次の諸点につき、速かにその解決

を図り、以て民生の安定に資せしむべきことを決定したのであります。

一、速かに國民住宅建設の計画とその施策の實施を伴はしめること。

二、住宅資材の需給の円滑を計ること。

三、庶民住宅建築資金の融通の方途を講ずること。

四、民主的な住宅組合の發達を促進すること。

五、住宅用敷地の効果的な活用を図ること。

六、住宅水準向上への方策を樹立し、その円滑適正な活用を図ること。

七、分譲住宅の供給、余給住宅開放は更にこれを徹底せしめること。

八、不要、不急建物の建築抑制を徹底すること。

九、災害、特に防火対策（都市住宅及び山林の防火）に警覺の施設を施し、その徹底を図ること。

一〇、尙次の諸事項は、特に検討を要するものであること。

（イ）宅地法の制定をすること。

（ロ）十五坪以下の庶民住宅は、これを自由建築として許可すること。

（ハ）木材その他住宅建築用資材は庶民住宅建築に限り、現行制限配給を緩和すること。

（ニ）借家法を再検討すること。

以上の概況の通り、各調査事項のうち数件は一應その結論に達しましたが、尙その目的を達するに至らないもの、引続き調査研究を繼續する必要があるものとあります。

○委員長（塚本重蔵君） 本件につきましても、小委員長報告通り委員長から議長に報告することに御異議ございませんか。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長（塚本重蔵君） 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

政府委員

總理廳事務官 三橋 則雄君

（恩給局長） 厚生事務官 木村忠二郎君

（社会局長）

七月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律案（第百五十九号）（予備審査のため）の付託は六月十九日

一、國立光明寮設置法案（第二百九号）予備審査のための付託は七月二日

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法案

傷い者保護対策の一環として、失明者を收容し、その保護更生を図る事業が、きわめて緊要であるので、その万全を期するため、國の施設によつてこの事業を行う必要があるからである。これが、この法律案を提出する理由である。

同日予備審査のための、本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法臨時特例の適用についての恩給措置に関する法律案(予第百九十二号)

恩給法臨時特例の適用についての恩給措置に関する法律案

恩給法臨時特例の適用についての恩給措置に関する法律

第一條 この法律は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)等の施行に伴い、暫定的に、恩給法臨時特例(昭和二十一年法律第三十六号)の適用についての恩給措置を定めることを目的とする。

第二條 恩給法臨時特例の規定の適用については、公務員又は公務員に準ずる者は、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日までの間は、昭和二十二年十二月三十一日において施行されていた給與に関する法令の規定により受けるべき額の俸給を受けるものとみなす。但し、昭和二十三年五月三十一日以後就職した者であつて昭和二十二年十二月三十一日において施行されていた給與に関する法令の規定による俸給を受けたことのないものについては、この限りでない。

第三條 恩給法臨時特例の規定の適用については、公務員又は公務員に準ずる者は、昭和二十三年七月一日(前條但書の規定に該当する者については、その就職の日)以後は、左の各号に掲げる額の俸給を受けるものとみなす。

一 内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官、衆議院若しくは参議院の事務総長又は國立國會圖書館長に當ては、その俸給の額の八分の一に相当する額

二 前項に掲げる者以外の裁判官又は檢察官にあつては、その俸給の額の七分の一に相当する額

三 前二項に掲げる者以外の者にあつては、その俸給の額の四分の一に相当する額

第四條 恩給法臨時特例別表第一号表の適用については、前二條の規定による場合においては、左の各号に掲げる特例に従ふ。

一 前條第一号に掲げる者については、同表乙に、前條第二号又は第三号に掲げる者については、同表甲によるものとする。

二 前條第一号に掲げる者については、前二條の規定による額が月額三、〇〇〇円をこえるときは、三、〇〇〇円と、月額二、二〇〇円を下るときは二、二〇〇円とし、前條第二号又は第三号に掲げる者については、前二條の規定による額が月額二、〇〇〇円をこえるときは二、〇〇〇円とする。

三 第三條の規定による額が昭和二十三年六月三十日における第

二條の規定による額を下る者については、同年七月一日以後においても、同年六月三十日における第二條の規定による額を第三條の規定による額とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

理由

政府職員の新給與実施に関する法律等の施行に伴い、恩給法臨時特例の適用について、暫定的恩給措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十三年十一月十日印刷

昭和二十三年十一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局